

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2011年5月12日 NO. 102

「専業主婦年金問題」の解決を!!

民主党「年金第3号被保険者問題ワキガチム」(主査:辻泰弘)は、夫の退職時などに年金の変更届をしなかった主婦の年金問題解決に向けて、4月より議論を重ね、5月10日、下記の方針(抜粋)を決定。



「第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応方針」

民主党は、同問題に対しては、「可能な限り正しい状態を追求」

「公平性の観点と救済の観点から対応を決定」の基本原則で対応するよう政府に求める。

<記録不整合の対象者が被保険者である場合の対応 「カラ期間」導入と特例追納 >

老齢年金、障害年金、遺族年金の受給に関して、対象者の生活に過大な影響を与えないようにするため、本来納付されるべきであった第1号被保険者としての保険料が納付されていなかった期間について、年金受給資格期間に含めて算定する(「カラ期間」とする)特例を設け、被保険者は、3号から1号に年金記録を訂正し、訂正の時点で時効により保険料が納められなくなった期間のうち、直近の10年間について追納することを認める。

<記録不整合の対象者が既に年金の受給者となっている場合の対応>

既裁定者に対しても「正しい状態を追求」し、それに基づく基礎年金額を支給する。

同時に、既裁定の年金受給額は、当事者の現実の生活・暮らしの根幹にかかわるものであることを深く認識し、事後的な変更が及ぼす影響に対して十分配慮しなければならない。

「正しい状態を追求」した結果として生ずる、過去に支払われた基礎年金のうちの過払い分については、5年を時効とする現行法制の規定に従い、返還を求める。

返還の方法については、今後の当事者の基礎年金からの減額によることを基本とする。年金からの減額は、既裁定の年金で生活設計を行っている高齢者の生活の安定を守る見地から、裁定されていた基礎年金の額から10%を超えない範囲で行う。

住民税非課税者には、既裁定の年金額を維持し、過払い分も減額措置の対象としない。

被災など特別の場合は、既裁定年金額の維持、過払い分の返還の軽減・免除を認める。

障害年金、遺族年金の受給者に対しては、不利益が及ばないようにする。

<再発防止のための対策、第3号被保険者問題の根本的解決>

今後、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするため、第3号被保険者の資格に関する情報については、事業主からの届出が遅滞なく年金機構にもたらされるよう、法改正を行う。平成25年に予定されている年金制度の抜本改革の際には、この専業主婦に関わる第3号被保険者問題の根本的な解決をはかる。

上記ワキガチムの方針全文、及び本号は下記のホームページに掲載済み。ご意見はお気軽に下記へ!

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824 東京事務所 TEL 03-6550-0404 <http://yasuhi-ro-tsuji.jp/>